

NHDX ドクターバンク利用規約

本規約は、国立大学法人新潟大学が組成・運営する NHDX ドクターバンクの利用に関する基本的な事項を定めるものです。

第1条（適用及び定義）

1. 本規約は、NHDX ドクターバンクへの登録を希望する医師及び既に登録されている医師（以下、総称して「登録医師」という。）に適用される。
2. 本規約における主な当事者は、以下のように定義される。
 - 甲： 国立大学法人新潟大学（NHDX ドクターバンクの運営主体）
 - 乙： BeyondUS 株式会社（NHDX ドクターバンクマネジメントシステムの運用・管理、利用料の請求）NHDX ドクターバンク： 甲が組成・運営する、オンラインを活用した遠隔医療支援を行う医師の集合体。
3. 登録医師は、本事業が提供するシステム（NHDX ドクターバンクマネジメントシステム）の利用に関し、別途定める乙のシステム利用規約にも従うものとする。

第2条（登録及び資格）

1. 登録希望者は、本規約、甲及び乙の定める基準を承諾の上、所定の手続きに従い登録を申請し、甲がこれを承認した時点で登録医師となる。
2. 登録医師は、医師法に基づく有効な医師免許を有し、地域医療支援の趣旨に賛同する者でなければならない。
3. 登録医師は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに甲（または乙）の定める方法により変更手続きを行うものとする。

第3条（利用の原則）

登録医師は、NHDX ドクターバンクの利用にあたり、法令、医療倫理、及び地域医療支援の趣旨を遵守し、誠実かつ最善の注意をもって遠隔医療支援の提供に努めるものとする。

第4条（秘密保持義務）

1. 登録医師は、遠隔医療支援の提供を通じて知り得た患者及び利用医療機関に関する一切の情報（診療情報、個人情報、経営情報等を含む）を、医師の職業倫理および法令に基づき厳重に保持し、当該情報について法令に基づく開

示義務または情報主体の同意がある場合を除くほか、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に開示、漏洩し、または目的外に使用してはならない。

2. 登録医師は、患者の個人情報（診療情報を含む）の取扱いについては、個人情報保護法、関連法令、および医療・介護関係事業者における個人情報ガイドラインを遵守し、自らが責任をもって管理するものとする。
3. NHDX ドクターバンク運営事務局（甲及び乙）が取得・管理する医師および医療機関に関する個人情報の取扱いについては、NHDX ドクターバンク プライバシーポリシーの定めに従うものとし、登録医師は同ポリシーの内容に同意するものとする。
4. 本条に定める義務は、登録抹消後も存続するものとする。
5. 前各項の規定にかかわらず、以下の情報は秘密情報に当たらないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、または開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報。
 - (2) 開示を受けた時点で既に自己が保有していた情報。
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報。
 - (4) 秘密情報を用いることなく独自に開発した情報。
 - (5) 法令、裁判所の命令、または行政機関の要求に基づき開示が義務付けられた情報。

第5条（信用維持及び禁止事項）

登録医師は、NHDX ドクターバンクの社会的信用及びブランドイメージを傷つける行為をしてはならない。以下の行為を禁止する。

1. 法令または公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
2. 虚偽の情報を登録する行為、または資格・経歴を詐称する行為。
3. NHDX ドクターバンクのシステム、ネットワーク、またはサービスを不正に利用する行為。
4. NHDX ドクターバンクに登録する他の医師または利用医療機関に対する誹謗中傷、またはハラスメント行為。
5. 甲、乙、またはNHDX ドクターバンクの運営を妨げる行為。
6. NHDX ドクターバンクを通じて知り得た情報を、甲の承諾なく自己の営利目的に使用する行為。

第6条（謝金及び費用）

1. 登録医師は、遠隔医療支援の提供に係る謝金について、利用医療機関から直接支払いを受けるものとする。

2. 登録医師は、NHDX ドクターバンクの利用に関し、登録料、年会費等の費用を負担しない。

第7条（登録抹消）

甲は、登録医師が以下のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく登録を抹消することができる。

1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
2. 医師免許の取消、停止、または業務停止処分等を受けた場合。
3. NHDX ドクターバンクの趣旨に反する行為があり、甲が登録医師として不適格と判断した場合。

第8条（免責及び損害賠償）

1. 登録医師は、遠隔医療支援の提供について自らが責任を負い、医療過誤等が発生した場合、甲及び乙は、その責を負わないものとする。
2. 登録医師が本規約に違反し、甲または乙に損害を与えた場合、当該登録医師は、甲または乙に対し、その損害の全額を賠償するものとする。

第9条（本規約の変更） 甲は、必要と判断した場合、登録医師の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとする。

【附則】

制定日：令和8年2月19日

バージョン：v1.0